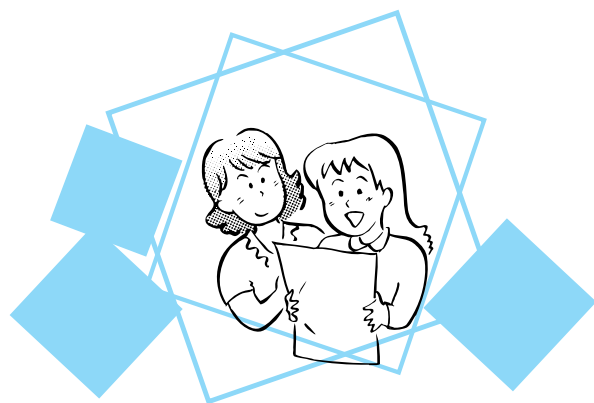


# 米原市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会を開催します

10月20日(日)  
投票

平成25年10月20日（日）執行（10月13日（日）告示）の米原市議会議員一般選挙の立候補予定者説明会を次のとおり開催します。立候補予定者や関係者の方はご出席ください。



日時 8月27日（火）  
13時30分から  
場所 米原市民交流プラザ（ルッチプラザ）  
ベルホール310（長岡1050番地1）

## ●選挙事務所設置のための事前手続

米原市議会議員一般選挙の立候補予定者で選挙事務所の設置をお考えの方は、次のとおり建築基準法、都市計画法、景観法、農地法に関する手続が必要な場合があります。手続に一定期間を要するものがありますので、次の担当課等で早めの確認および手続をお願いします。

- 選挙事務所がプレハブなどでも**建築基準法による建築確認申請**が必要な場合があります。
- 設置場所が**市街化調整区域**の場合は、**都市計画法**の手続も必要な場合があります。
- 景観重要区域**で建築物等を新設等される場合は、**着手する30日前までに景観法の届出**が必要になります。
- 農地**の場合は、**農地法**の手続が必要となります。

| 問い合わせ先 |                                 |               |
|--------|---------------------------------|---------------|
| 建築基準法  | 県湖東土木事務所<br>管理調整課<br>(彦根市元町4-1) | ☎0749-27-2250 |
| 都市計画法  | 市都市計画課<br>(近江庁舎)                | ☎52-6926      |
| 景 観 法  |                                 |               |
| 農 地 法  | 市農業委員会<br>(伊吹庁舎)                | ☎58-2226      |

※農地法による手続については、農業委員会の開催日程が決まっていることから、8月上旬までに市農業委員会にご相談ください。

※市では、琵琶湖周辺および国道365号沿道を景観重要区域としています。